

地震保険制度

財務省大臣官房信用機構課

地震保険の補償内容は？

「地震保険」は、地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害に対して補償される保険です。

◆海外で発生した地震等による津波が日本に襲来した場合の被害も補償されます。



地震による火災



地震による倒壊



津波による流失



地震によって家が傾いた

※これらの損壊等は、通常の火災保険では補償されません。（免責条項に該当）

（図：「政府広報オンライン」引用 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201701/2.html>）

地震保険の対象は？

- ・「地震保険」では、居住のために使用する建物（専用住宅・店舗兼住宅）や生活用動産（家財）（注）が保険の対象です。（注）30万円を超える貴金属・宝石などは含まれません。
- ・店舗（事務所）のみの建物や工場は保険の対象外です。
- ・空き家や別荘は“常時、居住のために使用する状態”であれば保険の対象となります。
- ・例えばマンションの一室全体を事務所として利用している場合は、居住用とは言えませんので対象外です。

アパートなどの賃貸物件も保険の対象ですが、建物の『所有者』しか契約できませんので、大家さんが加入する必要があります。

※賃借されている方も「家財」のみで加入することは可能です。

地震保険に加入するには？

- 「地震保険」は、火災保険とセットで加入する必要があります。
- 火災保険契約に原則自動付帯することとされていますが、契約者の意向により『加入しない』ことも可能です。

※ 火災保険の契約期間の途中から地震保険を契約することも可能です。（中途付帯）
また、契約期間中に地震保険を解除することもできます。

➡ 地震保険への加入については、損害保険会社・保険代理店等にお問合せください。

地震による火災は

火災保険だけでは
補償されません！



セット加入が必要！



（図：「政府広報オンライン」引用 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201701/2.html>）

保険金額（契約金額）は？

- 主契約である火災保険の保険金額の30%～50%の範囲で地震保険の保険金額を設定できます。
- ただし、次のとおり限度があります
〔建物：5,000万円〕 〔家財：1,000万円〕

政府の役割とは？

地震リスクの特殊性

- ・ 地震は、その発生頻度や損害程度の予測が困難であり、保険数理になじみにくい
- ・ いったん巨大地震が発生すると、被害件数・損害額が膨大なものとなる可能性

地震リスクは民間だけでは負担しきれないため、
民間の負担力を超えるところを国が再保険し、

官民で保険責任を分担

巨大地震でも確実に保険金が支払われる



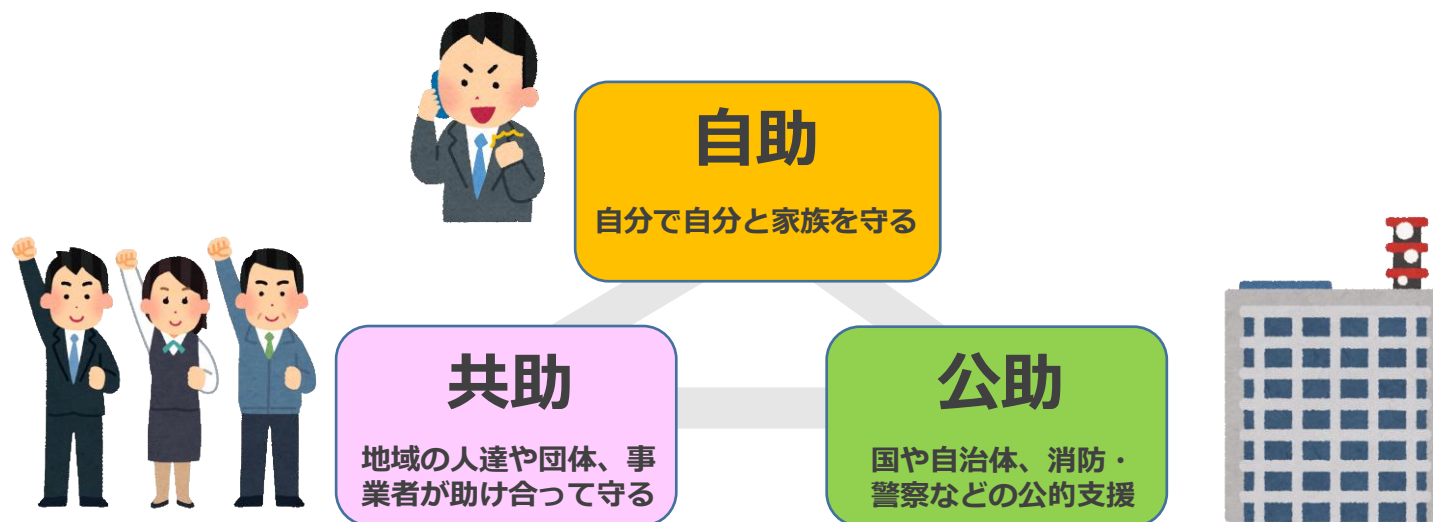
(図：「政府広報オンライン」引用 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201701/2.html>)

政府再保険が重要な理由

- ・ 巨大地震の発生により、保険金支払のための積立金が一時的に不足した場合も、政府の信用により借入等を行うことで、巨大地震にも対応可能です。
- ・ また、保険料は、民間損害保険会社の利潤を含んでおらず、できる限り低いものでなければならないとされています。

防災・減災の観点からの地震保険

- ・ 災害による被害をできるだけ少なくするためには、
「自助」、「共助」、「公助」が重要だと言われています。
- ・ 住宅の再建等、居住の確保については、保険、共済等の「自助、共助」が基本とされており、「公助」はそれを側面的に支援するものとなります。
- ・ 「自助」として、まず身を守るために、家具等の耐震補強、防災グッズなどの備えが重要ですが、被災時に住宅・生活をスムーズに再建するためには、「経済的な備え」も重要です。



この資料に関するご連絡先

財務省大臣官房信用機構課地震再保険係
電話 03-3581-4111（内線6318、2734）